

## 科学者・技術者・インサイダー

### 1. 「特定重大事故等対処施設」の遅れ

2013年7月に原発の新規制基準が施行されて、それに基づいて既設の原発の新規制基準適合性審査が進められ、適合していると認められた原発から順次再稼働に入った。その際、「テロ対策」などを規定した「特定重大事故等対処施設」の設置は、新規制基準施行後5年間の猶予を設けた。その後、新規制基準適合性審査合格時から5年間の猶予に延期された。けれども、稼働中の九州電力川内原発や、関西電力高浜・美浜・大飯の各原発、四国電力の伊方原発が1年ないし2.5年の延期が必要と、さる4月に原子力規制委員会に申し入れた。それにたいして原子力規制委員会は、期限延長を認めないという方針を打ち出した。

「テロ対策」として想定されている設備上の改善は、主に次のような項目である<sup>1</sup>。

- (1) 既設の中央操作室とは別に緊急制御室を設けて、そこに独立の操作盤を設けて原発の停止操作を行えるようにすること
- (2) 緊急時制御室内に原発停止後の原子炉冷却操作ができるように、水源とポンプを設けること
- (3) 緊急制御室内に予備電源を設けて、上記の操作盤や水冷却ポンプや配管のバルブなどの操作ができるようにすること
- (4) 格納容器を2重殻にするなどして、大型航空機が意図的に墜落しても原子炉の冷却機能が保てるようにすること

これらの工事を既設の原発プラントに対して行うのは、たしかに複雑で時間のかかることだと思う。費用は1基あたり500億～1200億円だという。

### 2. それは効果があるか

問題はその対策が、効果があるかということである。「テロ攻撃」という人為的な破壊攻撃に対して、一定の想定シナリオに基づいて建設した防御設備が効果を発揮できるかという問題である。いわば、万里の長城やマジノ線が実戦で防遏効果を発揮できるかという問題である。装置は限定された固定的なものであるから、攻撃者はそれを迂回する道を容易に見いだすことは簡単に予想できる。

かつて戦争を始めた人たちは、戦艦大和を作って「無敵だ」といつてきた歴史がある。

---

<sup>1</sup> 「原発テロ対策厳格に判断 規制委、期限延長認めず」『朝日新聞』2019年4月25日  
<https://www.asahi.com/articles/photo/AS20190425000238.html>

つまり、効果を戦争遂行者が判断するとどうしても鼻真目に見るから、利害を離れて客観的に冷静な目で判断する主体がなければ、信頼できる意見を主権者たる国民は入手できない。

### 3. 科学者・技術者・インサイダー

添田孝史『原発と大津波 警告を葬った人々』の中に、2002年3月に土木学会手法の津波予測を主査としてまとめた東北大学の首藤教授に著者がインタビューした内容が記されている<sup>2</sup>。

首藤教授は、もともと津波予測は「倍半分」の誤差があると言っていた。しかし、土木学会手法で津波対策の基準を策定する時に、「とりあえず」といいつつ、安全率を1として（つまり、予想値をそのまま）了承した。そのいきさつを添田氏がインタビューで確かめている。長いやり取りを筆者なりに要約すると、首藤教授は、「津波予測のばらつきが大きいこと、余裕を取って大規模な対策を必要と決めるときは費用が掛かりすぎるという理由で対策ができなくなる懸念があること、いくらかでも対策を行って原発を動かす必要があると信じていることを背景に『とりあえず』安全率1で良しとした」といっている。

ここで気になるのは、政府が首藤教授を主査とする審議会に託した使命は「科学者」としての判断なのか、「技術者」としての判断なのか、「事業推進者・インサイダー・利害関係者」としての判断なのか、という問いである。「倍半分の誤差がある」といっているときは「科学者」であろう。しかし、「原発を動かす必要がある」という判断のもとに、推進者側が実現しやすい「安全率1」の数値に妥協したときは、「事業推進者」もしくはその意を受けた「技術者」の立場であったろう。

前号で、原子力規制委員会の田中俊一前委員長が「わたしは安全とは申しません」といっていたことを記載した<sup>3</sup>。これは、科学者としての意見を述べたものだが、行政の委員長は行政官・推進者としての責任を負う立場にある。この立場にとどまることは責任逃れに過ぎない。

では「技術者」とは何だろうか。特定の目的に雇われて、クライアントの求めに応じて働く専門家である。倫理的要請は医者と同じとみてよいであろう。つまり、その業務を遂行する規範としては「ヒポクラテスの誓い」が適用されるであろう。その代表的な規範は「知っていて悪をなすな」である。クライアント（この場合は「事業推進者・インサイダー・利害関係者」）の求めに応じて働くが、知っていることは専門家としてはっきりと忠告する義務がある。それでクライアントが聞かなければ技術者には責任はない。

---

<sup>2</sup> 同書、岩波新書、2014年、pp.40-50

<sup>3</sup> 「専門家に委ねてはいけないこと」『筒井新聞』第355号（2）<http://tsutsuinews.html.xdomain.jp/355/355-2.pdf>

#### 4. 安全の保証はない

どんな設備でも、絶対に壊れないとか、事故を起こさないとかいうものはない。しかし、たいていの設備は、事故の結果が限定的で予測の範囲内に収まり、それを運用することによる利益と事故による損失を比較すると利益が大きく、しかも被害を生じた場合に被害者に対して賠償する手立てが予め社会的に合意されている。

原発の場合は、表向きは「事故発生確率が社会的に受容可能なほど低い」と宣伝されていたが、それは福島事故で完全に覆った。その上、事故が発生した場合には、その設備で得た利益を上回る損失規模になり<sup>4</sup>、しかも、それは社会の存続をも脅かす規模になる。そして、被害者と加害者の互酬性はなく、被害者が一方的に苦しみ、賠償の大半は国民負担に転嫁され、加害者は何食わぬ顔で事業を続けるという無責任がまかり通る構造に作り込まれている。それだからこそ、この事業が継続されるという、相乗的な悪質性に支えられている。

#### 5. 責任者は誰か

政府は、原発推進に係る多数の審議会を設けて、あたかもその審議会が「専門家」として責任を負っているかのような体裁を整えている。その構成員の多くは「科学者」「技術者」「インサイダー」であって、一般市民の立場を代表する人を見当たらない。居ても数は少なく、かつ人選には「事業者・インサイダー」の息のかかった人が多い。無神経なのは、原子力規制委員会の人選においてすら、過去に事業者から研究費を受け取った技術系の教職にあった人物が選ばれていることである。議論の場がすでに公共の利益を損ねている。

ドイツの倫理委員会の例を前々号で論じたが<sup>5</sup>、現在の日本の意思決定を行っている人たちは、ほとんどが「インサイダー」であって公共の利益を代表していない。そして、責任を負うべき政府当局者は、それらの審議会を隠れ蓑にしている。誰も責任を負わない無責任体制で原発というもっとも危険なシステムが推進されている。

(2019年5月9日 哲)

---

<sup>4</sup> 「虚構の上に立つ原発」第5項『筒井新聞』第331号(3) <http://tsutsuineews.html.xdomain.jp/331/331-3.pdf>

<sup>5</sup> 注3に掲載した「専門家に委ねてはいけないこと」